## 大規模小売店舗立地法の意見書の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第 2項の規定により次のとおり意見書の提出があったので、同条 第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

公 告 日:令和7年10月21日

店 舗 名: (仮称) ラ・ムー中津店

設 置 者:大黒天物産株式会社

縦 覧 場 所:大分県商工観光労働部商業・サービス業振

興課及び北部振興局

縦覧期間:令和7年10月21日~

同年11月21日

意 見 者:中津市長

意見の概要:来店経路の安全対策に関する事項